

《目次》

1. 消費者機構日本第9回通常総会と記念企画のご案内
2. 「たかの友梨エステティックアカデミー」で、
「納入済み学費等は原則返還しない」とする規定が改善されました！！
3. 適格消費者団体のホームページより《2月19日～3月26日更新分》

1. 消費者機構日本第9回通常総会と記念企画のご案内

2012年度の事業報告と決算を承認いただくとともに、2013年度の活動方針を共有するために、消費者機構日本の第9回通常総会を下記日程で開催いたします。正式なご案内状は、議案書とあわせて5月中旬以降に会員の皆様にお届けする予定ですが、取り急ぎ日程と会場、総会記念企画の概要のみご案内しますので、よろしくご予定くださいますようお願いいたします。

《 第9回通常総会 》

＝日時＝ 2013年6月1日(土) 13時30分～14時15分

＝会場＝ 主婦会館プラザエフ 地下2階「クラルテ」

《 総会記念企画(案) 》

＝日時＝ 2013年6月1日(土) 14時30分～16時00分

＝会場＝ 主婦会館プラザエフ 地下2階「クラルテ」

＝企画＝ 開会挨拶

第9回通常総会報告

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度(案)について

民法(債権関係)の改正に関する中間試案について

※企画の詳細はあらためてご案内をします。



※時間帯については変更の可能性がありますので、ご了承ください。

以上

2. 「たかの友梨エステティックアカデミー」で、 「納入済み学費等は原則返還しない」とする規定が改善されました！！

当機構は情報提供を踏まえ、株式会社不二ビューティ（以下「当該事業者」という）が運営する「たかの友梨エステティックアカデミー」の募集要項（冊子版及びホームページ）に明記された「納入済み学費等は原則返還しないとする条項」の削除を申入れし（消費者契約法第9条1号に基づく改善申入れ）、下表のとおり改善されました。

【「たかの友梨エステティックアカデミー」の募集要項に関する改善申入れと改善の概要】

改善申入れ概要	⇒	改善回答概要（改善後の条項内容）
<p>1. 募集要項に明記された、次の「納入済み学費等原則返還しないとする条項」を削除してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冊子版の募集要項に記載している「一旦納入された試験選考料、学費は原則として返金いたしません」 ○ホームページの募集要項に記載している「一旦納入された入試選考料、学費は原則として返金いたしません」 <p><※2012年9月27日付けで申入れ実施></p>		<p>1. 左記の条項は、次のとおり条項・取り扱いへ改めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一旦納入された入試選考料、学費（返品された未開封・未使用の再利用可能な教材分は除く）は返金いたしません。 但し、入学日までに入学を辞退される場合は、入試選考料及び入学金を除いた金額を返還いたします。
<p>2. 「通信教育コース」については、その受講内容・取り扱いの特殊性から、他の受講コースとは区分した返還条項を整備（改善）してください。</p> <p><※2012年12月に追加改善申入れ実施></p>		<p>2. 通信教育コースに関して、上記1の条項・取り扱いの適用の他に、次の固有の条項を新設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通信教育コースにつきましては、スクーリング未受講の場合は、スクーリング分の金額を返還いたします。
		<p>3. 上記1・2は、2012年12月21日に改定・適用済みです。</p>

★詳細は当機構ホームページ (http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130318_01.html) をご参照ください。

以上

3. 適格消費者団体のホームページより <2月19日～3月26日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p>	<p>□3月7日 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社への申入れ経過を公開しました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=232</p> <p>□3月7日 チューリッヒから再申入れの回答を公開しました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=233</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>□3月18日 「たかの友梨エステティックアカデミー」で「納入済み学費等は原則返還しない」とする規定が改善されました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130318_01.html</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《あいち消費者被害防止ネットワーク》 http://www.a-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□2月20日 通貨選択型投資信託を運用する5社に対して再お問い合わせを送付し、全社から回答を受領しました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000350</p> <p>□2月28日 貸衣装業者の(株)レンタルブティックひろの契約条項について使用差止と改善をもとめる「申入れ及び要請書」を送付しました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000351</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>□2月21日 セコム(株)、大阪ガスセキュリティサービス(株)の中途解約金の徴収規定を改善するよう申入れをしてきたが、当該条項の改善が見られたので、その旨報告する。詳細は下記をご参照ください。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#130221</p> <p>□2月22日 大阪ガスファイナンス株式会社から回答書が届きました。内容は下記をご参照ください。 http://hyogo-c-net.com/pdf/ans_130222_osakagasfi.pdf</p>

<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>□3月8日 (株)西日本シティ銀行と「Qネット代金回収サービス等」についての合意書を交わしました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/258</p> <p>□3月19日 (株)福岡銀行と「Qネット代金回収サービス等」についての合意書を交わしました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/268</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>

以上